

参 考 3

厚生労働省

医療提供体制の改革のビジョン【抜粋】
(平成15年8月)

医療提供体制の改革のビジョン

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

平成15年8月
厚生労働省

② 質が高く効率的な医療の提供

Ⅲ 質の高い効率的な医療提供体制の構築

《将来像のイメージ》

(医業経営の近代化・効率化)

- (セ) 医療法人について、非営利性・公益性を高めるとともに、経営管理機能の強化や資金調達手段の多様化などによって経営基盤を整備し、医業経営の近代化・効率化を図る。

《当面進めるべき施策》

(3) 医業経営の近代化・効率化

- ① 特定医療法人・特別医療法人について、要件を緩和して普及を促進する。また、医療機関債の発行や間接金融の充実などの環境整備を進めることにより資金調達の多様化を図るとともに、医療法人の会計システムの見直しを検討するなど、その運営の近代化・効率化を進める。

参 考 4

医業経営の近代化・効率化に向けた取組み

- 「非営利性の徹底」、「公益性の確立」、「効率性の向上」、「透明性の確保」、「安定した経営の実現」といった視点を踏まえ、質の高い医療提供体制の確保の基盤となる医業経営の近代化・効率化に向けて取り組んでいるところ。

○ 医療法人の理事長要件の緩和

- ◇適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事において、医師又は歯科医師以外の理事長も認める。

○ 公益性の高い「特別医療法人制度」の普及

- ◇公益性に支障のない範囲内で、要件を緩和
- ・業務に係る要件の範囲を救急輪番制参加などにも拡大
 - ・形式的で弾力的な採用の阻害要因となっている役職員に対する階層的な収入要件の撤廃 等
- ◇実施できる収益業務について大幅に拡大

○ 公益性の高い「特定医療法人」制度について要件緩和

- ・差額ベッドについて平均料金上限5000円規制を撤廃するとともに、割合規制を20%から30%に引上げ。
- ・形式的で弾力的な採用の阻害要因となっている役職員に対する階層的な収入要件の撤廃

○ 医療法人の附帯業務の拡大

- ◇医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加。
- ・保育所を経営する事業
 - ・乳幼児健康支援一時預かり事業
 - ・高齢者等の生活支援事業
 - ・介護予防・生きがい活動支援事業
 - ・在宅介護支援事業

○ 出資額限度法人の制度化

- ・社団法人の持分の在り方について、非営利性の観点等も踏まえた研究
- ・検討の場として、平成15年10月「医業経営の非営利性等に関する検討会」を設置、平成16年6月「出資額限度法人」の普及・定着に向けて」報告書を取りまとめ。
- ・平成16年8月「いわゆる「出資額限度法人」について」を通知

○ 新たな病院会計準則の制定

- ・企業会計の最近の動向の反映、異なる経営主体間での比較可能性等を基本方針として、平成16年8月「病院会計準則の改正について」を通知

○ 資金調達手段の多様化

- ・資金調達手段を多様化し経営を安定化するために積極的な利用が期待される債券発行による資金調達手段（医療機関債）について、その円滑かつ適正な利用促進の観点から、平成16年10月「医療機関債」発行のガイドラインについて」を通知

特別医療法人制度の普及の概要

- 特別医療法人とは、医療法人のうち、一定の公益性要件を満たし、地域において安定的に医療を提供できる医療法人であり、経営安定化の観点から、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を行うことができる。（医療法第42条第2項）
- 特別医療法人制度は、平成10年に創設したものであるが、公益性の高い病床に係る規制など、その要件の達成が困難との指摘もあり、現在のところあまり普及していない。
- このため、特別医療法人制度をより利用しやすくするため、非営利性・公益性の徹底の観点から問題のない要件を緩和するとともに、収益業務規制を大幅に緩和。
（平成15年11月に省令、告示を改正）

（主な改正項目）

項 目	改 正 前	改 正 後
病 床 規 制	緩和ケア、高度のがん治療など 9種の特定の病床	左記に加え、公益性の高い業務 を行う病院・診療所を追加
診 療 報 酬 8 割 規 制	社会保険診療収入が全収入の8 割を超えること	健康づくり・疾病予防を推進す る観点から、社会保険診療収入 の算定に際し、公的な健康診査 等を追加
給 与 規 制	役職員の給与等に関する職務内 容及び年齢による加減算の取扱 い	役職員一人につき、年間の給与 総額が、3,600万円を超え ないこと。
収 益 業 務 の 拡 大	遊休資産の活用、医療法人の知 見を図る観点から、医薬品の販 売業等12種類の業務に限定	「学校法人制度」を参考に、収 益業務の範囲を大幅に緩和

基本的な考え方

- 「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書を踏まえ、特別医療法人の普及のため、非営利性・公益性の徹底の観点から問題のない要件について緩和する。
- 要件緩和と併せて、特別医療法人制度をより利用しやすくするために、収益事業規制を大幅に緩和する。

1 特別医療法人の要件緩和

(1) 病床規制の緩和

緩和ケア、高度のがん治療など9種の特定の病床

緩和ケア、高度のがん治療など9種の特定の病床

医療施設整備費補助金の交付条件、税制上の優遇措置を受けるための条件とされている業務

幅広く公益性の高い業務を行う病院・診療所を追加

具体的な業務の条件は告示で定める
【新規制定】

(2) 診療報酬8割規制の緩和

健康審査等を含む自由診療等

社会保険診療収入

自由診療等

公的な健康審査等

社会保険診療収入

健康づくり・疾病予防を推進する観点から、社会保険診療収入の算定に際し、公的な健康審査等を追加

収入の8割超

(3) 自己資本比率の引き上げ

医療法人 20%

特別医療法人 30%

医療法人 20%

収益業務の範囲の大幅緩和に伴い、経営安定化の観点から30%に引き上げ

2 収益業務の拡大

遊休資産の活用、医療法人の知見を図る観点から、医薬品の販売業等12種類の業務に限定

・農業
・林業
・漁業
・製造業
・情報通信業
・運輸業
・卸売・小売業
・不動産業
・飲食店・宿泊業
・医療・福祉
・教育・学習支援業
・サービス業 等

「学校法人制度」を参考に、現行の収益業務の範囲を大幅に緩和

特定医療法人制度の要件緩和の概要

- 特定医療法人とは、医療法人のうち、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されているものとして国税庁長官の承認を受けたものであり、法人税率が22%に軽減されている。(租税特別措置法第67条の2)
- 特定医療法人については、公的な運営を確保するため、承認に当たっては一定の要件を設けているところであるが、全病床数に占める差額ベッド割合の上限や平均料金の上限規制などの要件が実態にあっていないのではないかという指摘があったところ。
- このため、特定医療法人制度をより利用しやすくするため、要件を緩和。(告示を改正し、平成15年4月1日から施行)

(主な改正項目)

項 目	改 正 前	改 正 後
差額ベッド 規制	全病床数に占める差額ベッドの割合が <u>20%以下</u> であること	全病床数に占める差額ベッドの割合が <u>30%以下</u> であること
	平均料金が5000円以下であること	廃止
給 与 規 制	役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算の取扱い	役職員一人につき、年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
証 明 書 の 添付	規定なし	承認申請時及び各事業年度終了後に厚生労働大臣の証明書の交付を受け、国税庁長官に提出することとされた

医療法人の附帯業務の拡大

1. 基本的考え方

- 医療法人は、その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより附帯業務として、医療関係者の養成、医学に関する研究所の設置、一定の介護関連事業等の業務を行うことができる。（医療法第42条第1項）

2. 医療法人の附帯業務について

- ① 医療法人の本来業務（病院、診療所及び介護老人保健施設）の持つ人材、施設、設備やノウハウ等を活用しうるもの。
- ② 附帯業務を行うことにより、当該医療法人の本来業務の安定的な運営を妨げるおそれがないもの。

3. 医療法人の附帯業務に追加する業務

（1）次世代育成支援対策の推進にかかるもの

- 児童福祉法に規定する保育所事業（※告示改正）
- 乳幼児健康支援一時預かり事業（「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号厚生省児童家庭局長通知）関係）（※通知改正）
 - ① 病後児保育（施設型）
病気回復期にある乳幼児を対象として、看護師等が当該児童を病院等の空き部屋等において一時的に預かる事業
 - ② 病後児保育（派遣型）
派遣された看護師等が当該児童の自宅等において一時的に預かる事業
 - ③ 訪問型一時保育
保護者が病気等になった児童を対象として、当該児童の自宅に保育士等を派遣して一時的に保育を行う事業

(2) 在宅介護の推進にかかるもの

- 介護予防・地域支え合い事業（「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号、厚生労働省老健局長通知）関係）のうち次に掲げるもの（※通知改正）

- ① 高齢者等の生活支援事業

- （例）要援護高齢者に対する外出支援サービスなど（リフト付車輛による医療機関等との送迎）（訪問理美容サービス事業を除く）

- ② 介護予防・生きがい活動支援事業

- （例）高齢者向けの転倒骨折予防教室（健康診断、生活指導等）の開催など

- ③ 在宅介護支援事業

- （例）在宅の要援護高齢者の心身の状況の把握、介護ニーズ等の評価など

(3) 実施期日

平成16年3月

「医療経営の非営利性等に関する検討会」(報告書)

～ 「出資額限度法人」の普及・定着に向けて <ポイント> ～

①医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、②変革期における医療の担い手としての活力の増進の二つを柱とした医療法人の医療経営改革の一環として、社団医療法人の出資持分に起因する問題に関し、公益性や経営の安定性の確保の観点から「出資額限度法人」の仕組みの普及・定着を行う。

◇「出資額限度法人」の検討の必要性

医療法人の「非営利性」の徹底：投下資本の回収を最低限確保しつつ、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻し(分配)されるという「事実上の配当」とも評価されかねない事態の発生を防止。

「医療の持続性・継続性」の確保：社員の退社時や法人の解散時における払い戻し(分配)される額の上限があらかじめ明らかになることで、医療法人の安定的運営に寄与。

◇「出資額限度法人」の内容等

出資額限度法人：社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、払込出資額を限度とすることを定款において明らかにする社団医療法人。

出資額：金銭出資・現物出資どちらも、社員(出資者)が出資した時点の価額(出資申込書記載の額の等価)を基準。

出資持分の及ぶ範囲：解散・脱退時における出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれにつき、その出資した額を超えるものではない。

◇「出資額限度法人」の普及に向けて関係者に期待される役割

医療法人における取組：「出資額限度法人」の積極的意義についての理解の深まりに応じ、社団医療法人自らが「出資額限度法人」となり、増加していくことが期待。

医療法人の監督に係る行政における取組：「出資額限度法人」への円滑な移行に資するため、「出資額限度法人のモデル定款(仮称)」を新たに作成し、周知を図る。

病院関係団体を始めとする関係団体における取組：関係者の理解・合意を得るために必要な手続や留意点、公益性を高めた例などの好事例を収集・整理し、広く関係者に提供すること。「出資額限度法人」への移行を検討しようとする関係者からの具体的な相談に応じるなどの活動を展開すること。

◇出資額限度法人の課税上の取扱い(別紙参照)

「出資額限度法人」をめぐる課税関係について明確化(出資、社員及び役員が特定の同族グループに占められていると認められるときは、社員の脱退時に残存社員にみなし贈与課税の問題が生じることなど)し、医療法人側・社員側双方に対する課税面での取扱いを整理・周知し、移行に伴う関係者の不安を解消・円滑な移行を図る。

◇今後の課題

「出資額限度法人」が普及・定着することにより、「社団医療法人の『事実上の配当』」とも評価されかねない事態に対処し、『非営利性』を徹底するという段階を超え、より積極的に公益性を実現していくことが課題。

その際、特定医療法人及び特別医療法人と医療法人全般との関係、さらには公益的な運営を確保している2つの法人類型の相互関係を如何に考えるかといった論点を含め、2つの法人類型それぞれについて実施した要件緩和の効果も見極めつつ、さらに検討が深められることを期待。

「医業経営の非営利性等に関する検討会」委員名簿

(平成16年6月22日現在)

	石井 孝宜	公認会計士
	大道 學	日本病院会顧問
	川原 邦彦	医業経営コンサルタント協会副会長
	品川 芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
座長	田中 滋	慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授
	豊田 堯	日本医療法人協会会長
	西澤 寛俊	全日本病院協会副会長
	松原 由美	明治安田生活福祉研究所主任研究員
	真野 俊樹	多摩大学大学院客員教授
	三上 裕司	日本医師会常任理事
	山崎 學	日本精神科病院協会副会長

(五十音順、敬称略)

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

いわゆる「出資額限度法人」について

高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化や規制改革の観点を含めた各方面からの指摘など医療をめぐる現状を踏まえながら、これからの医療経営の在り方について検討するため、平成 13 年 10 月に「これからの医療経営の在り方に関する検討会」が設置され、平成 15 年 3 月に最終報告書がとりまとめられたところである。この最終報告書においては、医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、変革期における医療の担い手としての活力の増進を 2 つの柱とし、医療法人を中心とする医療経営改革の具体的方向が示されたところである。

この最終報告書で示された医療経営改革の具体的方向においては、将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための一つの方策として、「出資額限度法人」の検討の必要性が指摘されたところである。

以上を踏まえ、社団医療法人における非営利性の確保等に資する観点から、「医療経営の非営利性等に関する検討会」を平成 15 年 10 月に設置し、「出資額限度法人」の普及・定着に向けた対処方策等について検討し、平成 16 年 6 月 22 日にその報告がとりまとめられたところである（別添 1）。（略）

ついては、今般、同検討会の報告を踏まえ、医療法人制度の運用に当たっての「出資額限度法人」の趣旨、考え方、内容と移行に当たっての留意点や円滑に進めるための方策等を下記のとおり整理したので、各都道府県におかれては、こうした趣旨を御理解の上、御了知いただくとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、下記第 6 にある持分の定めのある医療法人が「出資額限度法人」に移行した場合等の課税関係については、国税庁と協議済みであることを申し添える。

記

第 1 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの（昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発

医第98号厚生事務次官通知 記 第一の1参照)とされていること。

「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するものであること。

第2 「出資額限度法人」の定義

本通知において「出資額限度法人」とは、出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするものをいうこと。

第3 「出資額限度法人」の内容

①出資額

金銭出資、現物出資のいずれであっても、社員（出資者）が出資した時点の価額（出資申込書記載の額の等価）を基準とすること。

なお、医療法人の設立後、追加して出資があった場合についても同様とし、出資時点の差異による調整は行わないこととして差し支えないこと。

②法人財産のうち出資持分の返還請求権の及ぶ範囲

脱退時及び解散時における出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれにつき、その出資した額を超えるものではないこととすること。

したがって、物価下落により法人の資産価額が出資申込書記載の額の合計額より減少している場合等においては、医療の永続性・継続性の確保を図るという観点から、出資時の価額を上限として、現存する法人の資産から出資割合に応じて出資持分を有する者に返還することも含まれるものであり、結果として、返還額が出資時の価額を下回ることも生じ得るものであること。

第4 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等

① 社団医療法人で出資持分の定めのあるものは、定款を変更して「出資額限度法人」に移行できること。また、「出資額限度法人」は、定款を変更して、社団医療法人で出資持分の定めのないものに移行できること。

② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の36に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医

療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。

第5 「出資額限度法人」への円滑な移行を促進する方策等

①「出資額限度法人」のモデル定款

「出資額限度法人」の普及・定着に向けて、医療法人の新規設立認可、既に設立されている医療法人の定款変更認可に係る関係事務が円滑に行われるよう別添2のとおり、出資額限度法人のモデル定款を策定したので、周知・活用を図られたいこと。^{→(略)}

なお、今回の改正に係る規定に限らず、モデル定款はあくまでモデルを示したものであり、医療法人の定款は基本的には医療法人内部で所定の手続きに従い、制定、改廃するものであることから、医療法人の監督における定款の認可に当たりモデル定款から一切の逸脱を認めないといった硬直的な運用は、これを設けた本来の趣旨に照らし適当でないことを申し添える。

②社団の医療法人の定款例の一部改正

脱退時や解散時に出資額に応じて法人の財産を返還することは、医療法第4章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請されているものではなく、任意であることを明らかにする観点から、社団の医療法人の定款例（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知別添4）の一部を改正し、別添3のとおりとすること。^{→(略)}

第6 持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係

^{→(略)}
出資額限度法人に係る課税関係については別添4のとおりであること。

なお、ここに示されたものは、現行の税制関係法令の適用解釈上、変更後の定款の下で、社員の脱退等が生じた場合の他の出資者にみなし贈与の課税（相続税法（昭和25年法律第73号）第9条）が生じないために必要とされる条件等を示したものであること。したがって、課税実務以外の局面、例えば出資額限度法人となるための定款（変更）認可自体は、医療法第4章及び同関係法令に基づき行われるべきものであり、これら税制関係法令の適用解釈により影響を受けるものではないこと。